

障害者手帳サービスガイド 【社会参加の援助編】

【スライド1枚目】（0分00秒～0分22秒）

障害者手帳サービスガイド 社会参加の援助編。

この動画では、駐車禁止除外指定車標章の交付、京都おもいやり駐車場利用証制度、公営施設等の入場料の減免、障害者手帳アプリ「ミライロID」についてご案内します。

【スライド2枚目】（0分23秒～1分13秒）

まず、駐車禁止除外指定車標章の交付についてです。

「駐車禁止除外指定車標章」は、歩行が困難な方の外出や乗車・降車を安全に行えるよう支援する制度です。

対象となる手帳の種類と等級要件については、障害のある部位等により細かく設定されています。

この標章は障害者本人に対して交付されるため、本人が乗車している場合のみ有効となります。家族のみでの移動時など、本人が乗車していない場合は使用できません。

詳細は、障害者本人の住所地を管轄する警察署の交通課または京都府警察本部 交通規制課規制企画・許認可係までお問い合わせください。

【スライド3枚目】（1分14秒～2分50秒）

続いて、京都おもいやり駐車場利用証制度についてです。

「京都おもいやり駐車場利用証制度」は、車椅子使用者優先エリアなどの専用駐車スペースを必要とする方が、安心して利用できるようにする取組です。

対象は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のほか、特定医療費受給者証をお持ちの方や、高齢者、妊産婦の方なども対象となります。

利用時の留意事項です。

利用できる駐車場には、「京都おもいやり駐車場」の表示があります。障害者本人が、車内の見えやすい位置に「利用証」を掲示し、利用してください。利用証は他人に貸与、譲渡することはできません。なお、京都府内では、駐車禁止除外指定車標章も利用証として代用できます。また、利用証は京都府外の実府県に設置されたおもいやり駐車場にも利用できます。

駐車禁止除外指定車標章とは別制度であり、おもいやり駐車場利用証で、道路上の駐車禁止が除外されたり、満車時に必ず駐車できることを保障するものではありません。

申請は、京都府庁内の府民総合案内・相談センターなどでお手続きいただけるほか、郵送でも申請できます。詳細については、京都府健康福祉部 地域福祉推進課へお問い合わせください。

【スライド4枚目】（2分51秒～4分11秒）

続いて、公営施設等の入場料減免についてです。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを、各種公営施設などの入場窓口等で提示することで、障害者本人および介護者1名の入場料等が無料または減免となります。

無料となる施設は、京都市動物園、京都市京セラ美術館、元離宮二条城、無鄰菴、京都市青少年科学センター、京都府立植物園、京都府立陶板名画の庭、京都府立堂本印象美術館、京都府 京都文化博物館、京都国立博物館、京都国立近代美術館、京都国際マンガミュージアムです。

使用料が一部免除となる施設は、京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）です。一部免除でのご利用にあたっては、事前に申請書の提出が必要となります。

なお、共催展や、外部主催のイベント等については、減免の対象外、又は割引率が変更される場合があります。事前にお確かめください。

【スライド5枚目】（4分12秒～5分10秒）

最後に、スマートフォン向けアプリ「ミライロID」です。

ミライロIDは、お持ちの手帳の情報をスマートフォンのアプリ内に登録し、手帳の代わりにスマートフォンの画面を提示することにより、入場料の割引等が受けられる無料のアプリです。

一部の施設等では利用できないことがあります。また、「マイナポータル」との連携が完了したミライロIDに限り利用できる場合がありますので、事前に御確認ください。

対象となる手帳の種類は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳です。

京都市の公営施設での入場料の減免や、市バス・地下鉄での運賃割引に利用できますが、福祉乗車証としては利用できません。

対象施設や利用条件の詳細、最新情報については、二次元コードからご確認ください。